令和5年度森林審議会(第2回)審議概要

R5. 12. 15 (金) 13:30~16:15	出席者 委員:13名中12名(委員1名欠席) 県 :知事、部長、次長、各課・室長、工事検査監等
場所:県庁講堂	
発言者	発 言 内 容
〇知事挨拶	
〇会 長 挨 拶	
〇議 事	1 審議事項
	・五ヶ瀬川地域森林計画(案)について
	・広渡川外3地域森林計画の変更(案)について
	・「宮崎県再造林推進条例(仮称)」の骨子(案) について
〇質疑	【五ヶ瀬川地域森林計画(案)について】
	【広渡川外3地域森林計画の変更(案)について】
委員	全国森林計画の伐採量増加分について、どのような方法で各地域計画に
	配分したのか。
事務局	全国森林計画の伐採計画量の見直しについては、事前に林野庁と協議し、
	県全体の成長量と同程度の計画量となるように調整いただいた。
	その上で、成長量を約8割、これまでの主伐実績を約2割の重みづけで
	各流域に配分を行った。
委員	五ヶ瀬川地域森林計画の前計画における主伐の実行結果が計画量を上回 コケ瀬川地域森林計画の前計画における主伐の実行結果が計画量を上回
	っていること、また、今回計画の主伐量が増えていることについて、成長
	量との関係はどうなっているのか。
事務局	五ヶ瀬川地域森林計画の前計画における主伐の実行が、計画に対して11
	0%になってるということについては、計画が成長量以内で、実行が成長
	量と同程度であったと考えている。
	今回計画の主伐については、成長量とほぼ同等の配分となっているとこ
	3.
委員	平成30年度から令和4年度の主伐の実績は、年平均が約220万㎡で、その
	うち主伐が約200万㎡あり、今回の計画量はその量と同程度ぐらいになっ
	ているということである。

人工造林の指針におけるスギ植栽本数について、現在の2,000本/ha~3,000本/haを1,500本/ha~3,000本/haに変更するということで、コストを抑えるという面では理解できるが、1,500本/ha植えの場合の将来の蓄積はどう見込んでいるのか。

事務局

将来の収穫材積については、林業技術センターに依頼して、1,500本/ha 植えと2,500本/ha植えで試算を行った。

この結果、スギでは、2,500本/ha植えでは、間伐を3回実施し、40年生時の主伐材積が562㎡/haとなり、1,500本/ha植えでは間伐を1回実施し、40年生時の材積は600㎡/haとなったことから、主伐時の材積は、1,500本/ha植えが上回り、間伐材積を含めた全体材積は、2,500本/ha植えの方が若干多かった。

このことから、植栽本数が減っても将来の資源量が大きく減るということはないと考えている。

委員

全国森林計画の計画でも再造林率を必ずしも100%にするわけではない ことになっている。全てを再造林しない前提での成長量の減少に関する試 算は行っているか。

事務局

そのような想定での成長量の試算というのは現時点では行っていない。

委員

計画上の再造林率が実行時に低下すると、資源量や成長量が低くなって しまうことになるため、リスクマネジメントの観点から聞いてみたところ。 もともと国からの計画量の配分があり、やむを得ない部分があることは理 解している。

委員

分期別期首資源表はどういう前提で試算をされたのか。

事務局

国からの伐採量と人工造林の計画の配分に基づいて試算している。

今回の五ヶ瀬川流域の計画上の再造林率が87%であり、この率で再造林 を行った場合の資源量となっている。

委員

植栽を1,500本/ha~3,000本/haに変更して、間伐回数が減ることはいいが、植栽本数が減ると、周りの雑木が繁茂し、除伐作業が増えると思う。 少ない植栽本数での施業実績などはあるのか。

事務局

今回、労働力の減少に対応するため、いろいろな実証に基づき、植栽本数を減らしたり、下刈や除伐、つる切りを必要に応じて実施する形に見直 したものである。 委員

植栽本数については、選択の幅が広がったという理解でよいか。

事務局

そういうことである。

国の方でも低コスト造林というのを推進している中で、植栽本数1,500本/haでも将来的な材積は大きく変わらないという検証をしている。

事務局

委員の御意見のとおり、1,500本/ha植えの場合には、下刈終了後の除伐 やつる切りは数回必要になってくることは林業技術センターも見解を示し ており、県としても認識している。選択の幅を広げたということである。

委員

再造林が進まない理由として、造林班のマンパワー不足が要因になって きているということを耳にする。

人工造林面積が増える計画の中で、対応は何か考えているのか。

事務局

担い手が不足している中、下刈や保育作業の省力化、軽労化が重要な課題である。国の方でも、令和4年に植栽した分からは、下刈は原則3回までとして、省力化を進めるための方針を示している。

リモコン式下刈機や防草シートの効果の検証やエリートツリーの苗木を 増産しているところであり、そういったものを活用して、省力化を図って いきたい。

委員

目標としている生産量の中で、材質も含めて川下側の需要に合うものが 生産できるのか少し気になる。数十年後の話だがビジョン等あるか。

事務局

林業技術センターの方で既存の研究成果等を調べてもらったところ、材質については、低密度植栽でも通常の植栽でも大きな差はなかったということや、二股や曲がり等の形質についても大きな影響はなかったとのことである。

事務局

県内では、スギはタノアカやマアカ、アラカワなどの品種が主に植栽されているが、製材品の見た目や香りも良く、県外と比べても品質がよいと思う。

今回の変更で植栽本数や下刈回数が減るということではあるが、しっかり施業できれば、今までどおりの品質の製品ができると考えている。

【諮問事項】

〈「宮崎県再造林推進条例(仮称)」の骨子(案)について〉

委員

今年、美郷町は森林譲与税を財源として下刈作業への酷暑手当を始めた

ところ、去年までは下刈作業が追いつかない状態だったが、今年は本当に早く終わった。やっぱり予算を投じるというのが一番大きいと感じている。 これを何か必要な施策で取り組んでいただきたい。

事務局

作業班員の賃上げについて検討し、新規事業としてグリーンプロジェクトの中で取り組んでいるところ。様々な給与形態があるが、年配の方から若い方までの収入に対するニーズの違いを加味した上で、働きがいを持ち、かつ年収を引き上げていくというところをしっかりやっていきたい。

事務局

グリーン成長プロジェクトでは(作業班員の賃上げを含む) 4 つの課題をテーマを設定し、それぞれに取組む内容を検討している。このプロジェクトを進めるために、再造林推進条例(仮称)を制定して、基本的施策という裏付けのもとに事業を進めたい。

委員

一事業体として、期間・請負作業を取り入れ担い手にやる気をもってもらう方法を模索中である。造林は自らの作業が一目瞭然にわかる作業でもあるので、県や山主に仕事ぶりを評価してもらい担い手のやる気・誇りに繋げる形がとれないかと考えている。

将来、木材の価値は建材・燃料だけではなく、マテリアルだったり、医療系、他の価値を見出せるかもしれない。将来どういうふうに展開するかわからないので、木材がA材B材C材いろいろ問題を抱えているが、ただ燃料や材木だけの価値ではない方向も見据えて、何か新しく見いだせるといいと思う。

委員

県が再造林日本一を目指す以上は、逆に木材利用拡大日本一も目指さないと目的達成できるのかなと思う。昭和4,50年代に建設した公共施設が更新する時期になっているので、宮崎県が率先して公共施設の木材利用拡大に向けた取り組みを示すことで、県民も木造化に対する意識が生まれてくるのではないか。(条例の)循環型林業に不可欠な県産材利用拡大のところに県や市町村等行政が積極的に取組む姿勢みたいなものをどこかに盛り込むべきでは。

事務局

戸建住宅の需要が減って、木造自体も減っていくので、そこを非住宅分野に振り向けていく。今後、需要拡大、需要の維持に向けて、県は一生懸命取り組んで参りたい。また、この条例の中でそういうところも含めた形での記述を考えている。

委員

県や市町村が公共施設の木造化・木質化に取組んでいくんだという姿勢 を入れてもいいのではないか。今回、県が中心になってこの再造林日本一 を目指すと言って、県民に協力やいろんなことを求める以上は、行政も積極的に木材活用に努力していく、需要拡大に向けて努力していくような強いものがどこかに見えてもいいんじゃないかという思いで発言した。

事務局

木材利用については骨子12で書いてるところ。また、議員発議の「宮崎県木材利用促進条例」とのバランスも考えながら表現ぶり等を検討したい。

委員

条例まで作って再造林への意識を県民に広く持ってもらうということ。 極端に言えば新聞の1、2面を使うような規模のPRが必要かなと思う。

再造林をするためにはそれをやっていただく人も苗木も必要だし、低コスト化するための機械とかドローンやいろんなものが総合的に繋がっていかなければ再造林率日本一は厳しいだろうと思う。ぜひ現場に足を運んで、そこでいろんな話を聞いて、そして今、必要とされる施策に取り組んでいただければありがたい。

事務局

県内各地域に足を運んで、本県の現状の問題をしっかりとらえて対策を 打っていくということが必要と思っている。

再造林に関する条例は全国で本県が初めて作るということで、他の都道府県、これから宮崎についで主伐が進んでいくような県のお手本になると思われる。再造林の問題が宮崎県で解決できなければ、他の県でもおそらく無理だろうと思う。しっかり行政、県市町村だけじゃなく、林業関係者、県民の皆様の理解を得ながら、みんなで進めていくような条例であり、プロジェクトになればいい。

委員

第6条 森林所有者の役割は、「役割」だから優しい言葉かなと思うが、 森林所有者が基本だから、再造林は森林所有者がやる気があるかないかと いうのが私たちの一番働きかけるところ。森林所有者の役割はもう少し優 しくないと再造林はできないかなと、ちょっと引っかかる。

今、三木会が手をつないで、一致団結してこのプロジェクトをやろうという機運がある。将来的には素材生産事業体が地拵えまでして造林班へバトンタッチをするとか、難しいかもしれないが植付けまでは素材生産事業体がやるとか、そういう連携ができたら勝負が早いのかなと思っている。

再造林する山主にも何かメリットがあったらいいと感じている。

事務局

伐採と造林の一貫作業はなかなか進んでいない状況にあるので、このプロジェクトでは伐採事業者、造林者の情報を連携して、情報共有できるような仕組みづくりを進めていきたい。

事務局

いろんな業種間の連携については、骨子案14に再造林を推進するための

|地域体制の整備ということで記載している。地域ごとに特色があって違い |があるため県内一律にはできないとか、そういう議論もやっているところ。

委員

再造林すると生物多様性が失われるみたいなこともなくはない。森林の多面的機能をいうけれども、それは人間がほったらかしておいたほうがいいところと、人間が関わることによって発揮される多面的機能とある。その人間が関わることによって発揮される多面的機能の、人間の関わりの最たるものはこの再造林ということかなと思う。

前文の一番最後のところで、「このような認識のもと、再造林を推進することで、森林を守り育てていくことを決意し」となっているが、私としては、資料4の整理(「再造林を推進することで、循環型林業を実現し」、『県民の暮らしを支える森林の多面的機能の、維持増進』に繋げる)に沿って前文を書いておくと再造林の位置付けがはっきりするんじゃないだろうかと考える。前文の全体の中で、県民に理解していただく上で、「森林というのは人間が関わらない方がうまくやってくれるところと、関わった方がうまくやってくれるところとと関わった方がうまくやってくれるところとこつあるんですよ」ということをまず理解していただいて、「その関わっていくところの方が今問題で、そこをしっかりしていかないといけないんですよ」ということが、もうちょっと伝わるような書き方はないか。ご検討いただく中でもう一度考えていただければ。

事務局

前文の「このような認識のもと~」の三行の書きぶりは非常に悩んでるところで、前文の最後と、「目的」に記載してる内容との重複感もあり、 法制的なルールもあるので検討したい。

前回の森林審議会の時にも委員から同様のご意見があり、反映したつもりではあるが、ご指摘の通りであり表現ぶりについて事務局で再度考えたい。

委員

第3条基本理念の第1項も、もう少し説明していただいたほうがいいという気がしていた。どの部分どういうケースについて何を植えることが再造林なのかが、どこかで触れられないと、県民に理解いただけないのでは。単なる林業の推進のために、多面的機能という言葉を使っているんじゃないかというふうに取られかねない。再造林をやってはいけないところまでやってしまわないように、セーフガードが必要だと思う。前文のところと、基本理念のところである程度明記する形が望ましいと思う。

委員

今回の条例の骨子案については概ね妥当なところではないかと思っている。

①骨子とあるが、条例にする時はもう少し具体的なことが書き込まれる のか。

- ②具体的な今後のこととして、市町村の関与というのが少し薄い気がする。県が条例を制定をした後、例えば各市町村においても、市町村の条例を制定するのか。そういうことを県から指導していただけるのか。
- ③森林組合の役割のところに、事業者との関わりをもうちょっと持ちま しょうというのがあるといいのでは。

事務局

- ①本日いただいたご意見を踏まえて多少の肉づけはしていく形になるが、概ね骨子案が条例案にスライドしていくとご理解いただきたい。
- ②市町村での条例制定はそれぞれの首長等がご判断されるところと思っている。
- ③森林組合とその他事業体との関わりについては、どこまで書き込んだらいいものか悩みながらやっているところだが、今、力強いお言葉をいただいたので、その方向で検討したい。

委員

大変よくまとまっていると思う。

条例というのは、県民に対してのメッセージや決まりごとになので、プロがわかるんじゃなくて、県民がこの条例に対して興味を持ち、ともにこれを支えていただけるよう感情に訴える部分を少し入れ込んだ方がもっと素敵じゃないか。

委員

前文もきちんと書かれてるし、網羅的に書かれていて、私は必要でかつ 充分でありこの骨子内容で良いと感じた。

建築材の需要が拡大していく展望があるとは思えないところがあり、木 造建築の他に用途がたくさんあって広がっていくといいのかもしれないと 考えながら、今あるスギ資源を生かして、今ある県の財産を生かしてやっ ていくというところの大変さを改めて実感した。

委員

建築士の中でも、非住宅施設の木造化というのはテーマになっているが、まだ技術が追いついてないところがあり、実際に木造設計や構造計算ができる事務所・設計士が宮崎に少ないのが現状。今、建築士会・県・木材利用センターが一緒になって、「木造塾」を開いて一緒に勉強している。条例がどんどん組み上がっていく中で、具体的な施策の方でも私達、建築士会・設計事務所協会も一緒になって協力していけたらと思う。

委員

「事業者」「林業事業者」「木材産業事業者」「その他の事業者」、それぞれの文言については整理が必要ではないか。

事務局

事業者については、それぞれの役割をはっきりと明記したいという思いがあり、あえて林業事業者と木材産業事業者を並べて書いている。ただ、

ご指摘のように、「事業者」という言葉がいろいろな箇所に出てきて、言葉の整理がまだ不十分なところは正直あると思っている。条例案に移していくときに、法制的なルールも確認しながら、わかりやすく、混乱しないような形に整理していきたい。

委員

県民に響く条例であって、森林の林業・再造林だけじゃなくて森林の適切な管理に資するものであって、なおかつ、林業・木材産業とそれを支える地域の維持発展に資するものであるということが要求される条例である。

県外の我々を追いかけてくる方々にも自慢できる、誇れる条例であって ほしい。